

東京都区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業要綱

制定 31 都市建企第 1257 号

令和 2 年 3 月 5 日

最終改正 5 都市建企第 1230 号

令和 6 年 3 月 21 日

(目的)

第 1 この要綱は、建物所有者等に対し、建物の耐震化に関する意識の啓発及び知識の普及を図るため、東京都（以下「都」という。）が区市町村に対して普及啓発活動を促進するための支援事業に要する経費を補助するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 東京都区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、この要綱に基づき補助対象事業を実施する区市町村とする。

(補助対象事業の要件等)

第 3 補助対象事業は、区市町村が建築物の耐震化の促進を目的として実施する普及啓発活動で、次の（１）及び（２）のいずれにも該当する事業とする。

（１）個々の建物所有者等へ建築物の耐震化に関する情報を周知させることを目的とする普及啓発事業（東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業制度要綱（平成 20 年 4 月 1 日付 19 都市建企第 886 号）第 2 条第 1 項第 1 号で定める耐震アドバイザー派遣事業を除く。）で、次のいずれかに該当するものであること。

ア 建物所有者等への個別訪問

イ 建物所有者等に対する啓発文書等の配布

ウ 町内会の各戸回覧板などを活用した普及啓発

エ 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付国官会第 2317 号）附属編第Ⅱ編第 1 章イ―16―(12)―① 2. 第 2 項第一号イからニに基づく取組

オ その他知事が認める事業

（２）社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく補助を受けること。

2 区市町村は、1 の補助対象事業を実施する場合には、アンケートを実施するなど、建物の耐震化に関する建物所有者等の意向を把握し、当該事業による効果を確認することとする。

(都の補助)

- 第4 都は、予算の範囲内において、補助対象事業（東京都耐震改修促進計画（平成28年3月30日付27都市建企第1306号）に定めた緊急輸送道路の沿道建築物（以下「緊急輸送道路沿道建築物」という。）を対象とするものを除く。）を実施する区市町村に対し、当該事業に要する費用（以下「補助対象事業費」という。）から国の補助額を控除した額の2分の1以内であって、補助対象事業費の4分の1以内、かつ、国の補助額を超えない額（1,000円未満は切り捨てる。）を補助するものとする。ただし、補助の総額は1区市町村当たり200万円を限度とする。
- 2 都は、予算の範囲内において、補助対象事業（緊急輸送道路沿道建築物を対象とするものに限る。）を実施する区市町村に対し、補助対象事業費から国の補助額を控除した額の2分の1以内であって、補助対象事業費の4分の1以内、かつ、国の補助額を超えない額（1,000円未満は切り捨てる。）を補助するものとする。ただし、補助の総額は1区市町村当たり500万円を限度とする。
- 3 1の補助対象事業費の合計が800万円を超える場合は、同項ただし書の限度額200万円に、第3の1（1）エに基づく事業のうち、戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接耐震化を促す取組又は耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組に要する費用の4分の1以内の額（1,000円未満は切り捨てる。）を加算することができる。ただし、加算の総額は1区市町村当たり200万円を限度とする。
- 4 1及び2に基づく補助金は、一の区市町村につきそれぞれ交付を受けることができる。

(補助金の交付申請及び交付決定)

- 第5 補助金の交付を受けようとする区市町村は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の（1）及び（2）に定める書類を添えて知事に申請するものとする。
- （1）補助事業内容及び補助金額算出内訳書（別記第1号様式の2）
- （2）その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、1の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときには補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請を行った区市町村に通知する。

(申請の撤回)

- 第6 第5の2の規定による交付の決定を受けた区市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書の受領後14日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

(交付決定の変更)

- 第7 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速

やかに補助金交付変更申請書（別記第 3 号様式）に、次の（１）及び（２）に定める書類を添えて知事に申請するものとする。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

（１）補助事業内容及び補助金額算出内訳書（別記第 3 号様式の 2）

（２）その他知事が必要と認める書類

2 前項ただし書に規定する軽微なものとは、次のいずれかに該当するものをいう。

（１）事業内容の変更

補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、変更後の事業が変更前の事業と類似の事業であること

（２）経費の配分額の変更

補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、その規模が当該年度の全経費に対して 3 割未満であるもの

3 知事は、1 の申請による変更を適当と認める場合には交付決定を変更し、補助金交付変更決定通知書（別記第 4 号様式）により補助事業者へ通知し、適当と認めない場合には交付決定を変更しないことを決定し、通知書（別記第 5 号様式）により補助事業者へその旨を通知する。

（事業遅延等の報告）

第 8 補助事業者は、第 5 の 2 の交付決定（第 7 の 3 の規定による交付決定の変更を含む。）を受けた事業（以下「補助事業」という。）が知事の指定する期限までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、報告書（別記第 6 号様式）により速やかに知事に報告して、その指示を受けるものとする。

（承認事項）

第 9 補助事業者は、特別な理由が生じたため補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業の中止・廃止申請書（別記第 7 号様式）により知事に申請するものとする。

2 知事は、1 の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは、承認書（別記第 8 号様式）により、承認しないことを決定したときは、通知書（別記第 9 号様式）により、補助事業者へその旨を通知する。

（遂行命令）

第 10 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命じることができるものとする。

（実績報告）

第 11 知事は、補助事業者が補助事業を完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、知事が指定する期間内に実績報告書（別記第 10 号様式）により、次の（１）及び（２）に定める書類を添えて実績を報告させるものとする。第 9 の 2 の規定により事業の中止又は廃止の承認をした場合も同様とする。

（１）補助金精算額算出内訳書（別記第 10 号様式の 2）

（２）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 知事は、第 11 の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 11 号様式）により、補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第 13 知事は、第 12 の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第 12 号様式）を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第 14 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更等により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事は、補助事業者が次の（１）から（８）までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（２）偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。

（３）補助事業を中止し、又は廃止したとき。

（４）補助金を他の用途に使用したとき。

（５）補助事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。

（６）補助対象事業費の精算額が補助金交付決定時の補助対象経費に達しないとき。

（７）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

（８）事業内容及び事業費並びに事情の変更等により補助金が減額になったとき。

3 2 の規定は、第 12 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 15 知事は、第 14 の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されており、かつ、返還すべき金額があるときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 16 第 14 の交付決定の取消しによる補助金の返還について、第 14 の 2 (2)、(4) 又は (7) に該当する場合においては、次の (1) から (5) までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させなければならない。ただし、当該違約加算金及び延滞金の額が 100 円未満の場合はこの限りでない。

- (1) 違約加算金は、補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95% の割合で計算する。
- (2) 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合は、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領日において受領したものとして計算する。
- (3) 違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。
- (4) 知事は、補助事業者が第 15 の規定により、補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95% の割合で計算した延滞金を納付させなければならない。
- (5) 延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理)

第 17 知事は、補助事業者をして補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して、補助事業の収支額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにさせるものとする。

2 知事は、補助事業者をして 1 の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、1 の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存させなければならない。

(記録の保管)

第 18 知事は、補助事業者をして補助事業の実施内容に関する記録について補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存させなければならない。

(指導監督等)

第 19 知事は、この要綱の施行のために必要な限度において、事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に報告若しくは資料の提出を求め、必要な措置を命じ、又は勧告、指導若しくは助言をすることができる。

(運営)

第 20 本事業の運営については、この要綱に定めるところによるほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）によるものとする。

(補助事業の実施期間)

第 21 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする年度の末日までに補助事業を完了させるものとする。

(財産処分の制限)

第 22 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶

(3) 前二号に掲げるものの従物

(4) 立木

(5) 取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上の工作物、機械及び器具で、補助目的達成上特に必要と認められるもの

(6) 前各号のほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月 16 日 2 都市建企第 1382 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 21 日 5 都市建企第 1230 号）
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。